

令和5年度 嘉手納町公立学童入所申込案内

1. 入所申込受付期間及び提出先（お問合せ先）

受付期間：令和4年10月3日（月）～令和4年10月31日（月） ※土日祝日を除く

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（正午～午後1時を除く）

※令和4年10月21日（金）および令和4年10月31日（月）は午後7時まで受付します。

※令和4年10月30日（日）は午後1時～午後5時まで受付します。

提出・お問合せ先：嘉手納町役場 1階 子ども家庭課 保育支援係（☎098-956-1111／内線：123）

※修正等する場合は、訂正印が必要です。受付に来られる際は、印鑑（認印可）をお持ちください。

※郵送での受付はしていません。

2. 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは

学童クラブは、保護者の就労や病気等、やむを得ない事情のため、放課後家庭内で保育が困難な児童に対し、学校終了後から帰宅までの時間を児童クラブで過ごしていただき、遊びや自主的な活動を通して児童の健全育成を行う事業です。従って、すべてのお子さんが無条件に入所する事はできません。

3. 公立学童クラブについて

名称	定員	所在地	電話番号
たいよう学童	60人	嘉手納町字嘉手納 290 番地 9	098-956-2361
屋良学童クラブ（屋良小在学児のみ）	20人	嘉手納町字嘉手納 119 番地 39	080-2777-0545

※通常の開所時間は、月～金：学校終了後～午後6時30分、土：午前8時30分～午後5時00分までです。

※小学校の休業期間（夏休・秋休・冬休・春休）は、午前8時00分～午後6時30分までです。

※閉所日は、日曜、祝日、振替休日、慰霊の日および12月29日～1月3日です。

ただし、暴風警報発令時や新型コロナウイルス、インフルエンザ流行時等には緊急で閉所する場合があります。

●**利用料金：月額10,000円（食料費含む）** ※月途中の入退所の場合は、所定の日割り額を徴収します。

・支払方法：①口座振替（毎月15日（※土日祝日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落としします）

②納付書支払い（金融機関やコンビニにて毎月15日（土日祝日の場合は翌営業日）までに）

・保育料減免制度あり（対象：ひとり親世帯かつ市町村民税が非課税である世帯 ※子ども家庭課にて要申請）

4. 民間学童クラブについて

名称	定員	所在地	電話番号
サンハート	20人	嘉手納町屋良一丁目 21 番地 1	098-957-3117
栄光学童	25人	嘉手納町字屋良 964-1	098-957-3373
未来キッズ学童クラブ	40人	嘉手納町字水釜 202 番地	070-1345-4204
嘉手納っこ学童クラブ	80人	嘉手納町字嘉手納 312 番地	098-840-2150

※利用料金、開所時間や閉所日については、施設により異なりますので直接お問い合わせください。

※民間学童クラブは各施設と直接契約になりますので、入所希望の場合は施設へ直接お申し込みください。

5. 公立学童クラブへ入所できる基準

嘉手納町民で、保護者等（父母、18歳以上65歳未満の同居人）が次のいずれかの条件に該当していることが必要です。

NO	事由	保護者の状況	利用期間	備考
1	就労	保護者が月64時間以上就労していること。	就労期間中	
2	就学・ 職業訓練	学校教育法に基づく教育施設に在学または 職業開発促進法に基づく職業訓練を受けている場合。 （自動車学校、通信制、塾、教室等は除く）	就労期間中	
3	求職活動	求職活動または起業の準備等をしている場合	最長3か月 (90日間)	※90日を超えた 求職活動はでき ません
4	妊娠・出産	保護者が妊娠中のため児童の保育が困難な場合	産前3か月 産後2か月	※産後4か月 まで延長可
5	疾病・障害	保護者が病気または障害により保育が困難な場合	保護者の 療養期間中	
6	同居親族の 看護・介護	児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある方がお り、保護者が常に看護・介護にあっている場合	介護（看護）者の 療養期間中	
7	災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧にあっており、児童 の保育ができない場合	申請内容によ り判断	
8	虐待・DV等	虐待やDVの恐れがある場合	申請内容によ り判断	
9	その他	その他、町長が認める上記の事情に類する状態であること。		

※保護者が保育を行うことができない場合でも、家庭に保育可能な方がる場合は入所できない場合がございます。

6. 入所対象児童について

1. 町内に在住する小学1年生から6年生までの普通学級の児童
2. 町内に在住する小学1年生から6年生までで、次の障害児保育の対象となる児童
 - (1)身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
 - (2)上記と同等程度の障害を有すると医師または児童相談所等の専門機関から判定された児童
 - (3)特別支援学級に在籍または在籍見込の児童

7. 入所に必要な書類 ※「◆」は指定様式です。必要な方は町 HP または子ども家庭課にて配布しております。

入所を希望される場合は必ず次の該当書類を揃えて申請してください。

申請書類に不備や不足がある場合は受付することができないため、選考の対象となりません。

※兄弟児同時申込の場合、共通証明書はコピー可

※各証明用紙は A4 用紙でのコピーをお願いします。

NO	全員提出が必要な書類
1	放課後児童健全育成事業申請書
2	同意書（署名および押印あり）
3	誓約書

●保護者等（18歳以上65歳未満の同居人含む）の該当する項目の書類を提出

保護者の状況		必要な提出書類（※発行後2か月以内のものが有効となります。）
就労	勤務	◆就労証明書 ※令和5年4月1日時点で雇用期間の更新が無い場合の申し込みは無効となります。
	自営業者 内職	◆自営業（内職）申立書 + 下記①、②、③の書類を添付 ①令和4年度 税申告書の写し ②給与証明書または出退勤記録など勤務時間を証明する書類またはそれに準ずる書類 ③ア～エの書類のいずれか一つ ア 個人事業開業届出書の写し イ 保健所等公的機関が発行する「営業許可証」等 ウ 開業している事実が記載されている資格証 エ 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料
就学・職業訓練		在学証明書、授業日数および時間が確認できるカリキュラム等の資料
求職活動		◆求職活動申告書または求職活動支援機関等利用証明書
妊娠・出産		親子健康手帳（母子保健手帳）の写し（※手帳の表面と出産予定日記載欄の写し）
疾病・障害		◆診断書及び身体障害者手帳や療育手帳等の写し ※療養期間を過ぎると申込は無効となります。
病人の介護・看護 （※同居していること）		◆診断書（看護・介護証明用）※担当医による証明 ※介護保険被保険者証がある場合は添付 ◆看護（介護）申立書

※各学童クラブ利用前の面談（オリエンテーション）で健康診断書（指定様式）を提出いただきます。

●その他（該当する世帯のみ提出が必要な書類）

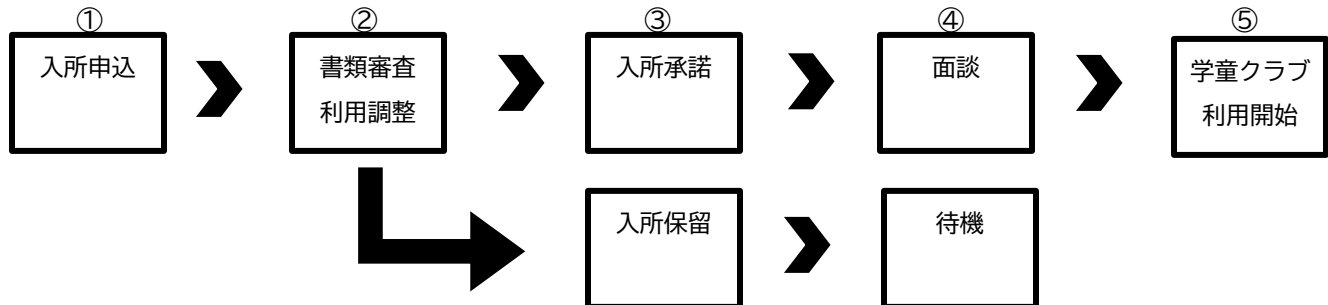
NO	世帯状況	提出書類
1	ひとり親世帯 ※1～4いずれかの 書類を提出	1. 児童扶養手当受給者証
		2. 母子及び父子家庭等医療費受給者証
		3. 遺族年金受給者証
		4. 戸籍謄本（離婚日確認のため）
2	生活保護世帯	生活保護受給証明書または被保護者証明書の写し
3	申請児童が障がい児 申請時以外の在宅障がい者	身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当証明書等の写し
		医師等の意見書等または診断書（保護者・同居者用）
4	令和4年1月1日時点で町外 在住の方	令和4年度課税証明書 ※令和4年1月1日時点の住民登録市町村で発行
5	軍事・軍属の方	2021W-2 (Wage and Tax Statement)
6	転入予定の方	転入申込書及び添付書類（賃貸契約書など） ※3月17日までに住民登録が必要

- 令和4年度に申込をしている方も、令和5年4月から入所を希望する場合は新たに申込みを行う必要があります。
- 申請書類に不備がある場合は受付することが出来ないため、選考の対象となりません。
- 入所対象児童に該当し、児童に歩行や言語など発達の遅れ、疾病、アレルギー等がある場合は、必ず受付調査表に記入してください。
- 求職活動での入所可能期間は、3か月となっております。期間が満了する月の20日までに就労証明書等の書類を提出してください。（※求職活動は1年間を通して最長3か月（90日間）までとなります。）
- 妊娠・出産を事由に申込みした方、出産を理由に退職した方は、産後2か月（最長4か月）目からは保育を必要とする事由がなくなりますので、状況に応じて必要書類の提出が必要です。
- 育児休業を取得される場合、または育児休業中の場合は、学童クラブのご利用はできません。
- 入所案内は、書類審査等により保育の必要性の高い順番となります。（※申込み順ではありません。）
- 令和5年4月入所選考に関して、希望施設・希望順位の変更は令和4年11月30日（水）まで可能です。
認印をご持参の上、子ども家庭課まで直接お越しください。（電話等での変更はできません。）
- 就労証明書や診断書等は、証明者が事実に基づき記入するものであるため、保護者自身が補記・修正等することは絶対に行わないでください。
- 学童クラブ入所決定後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合又は学童保育における集団生活に支障がある場合は、入所の取消対象となる場合があります。
- 申込書類等を提出した後に世帯の状況や勤務先、雇用の任用期間が変わった場合は、現況調査のため、その都度子ども家庭課までご連絡ください。また変更後の「就労証明書」や「親子（母子）健康手帳の交付申請状況」等は速やかに提出してください。連絡なく指定期間を過ぎても提出がない場合は、退所となる場合があります。
- 職場を退職した場合は、速やかに子ども家庭課までご連絡ください。職場を退職して2か月以上経過していることが判明した場合は、中途退所となります。
- 学童クラブ入所後も、電話・訪問等により就労等状況の確認を行います。その際に勤務確認ができない場合や申請内容と異なる場合は、退所となる場合があります。
- 現況確認のために提出いただいた資料を基に行う内容変更は提出いただいた翌月はじめからの反映となります。
- 児童本人の入院等特別な理由を除き、自己都合により1か月以上通園しない場合は退所となる場合があります。
ただし、その期間中も保育料は発生します。
- 学童クラブ入所決定後に退所を希望する場合は、退所する10日前までに子ども家庭課で退所手続きを行ってください。手続きが完了後は施設に戻れません。新規として申込みいただくこととなります。
- 毎月の保育料が納期限内に支払われない場合は、次年度の学童クラブ入所継続選考の際に不利益を被る場合があります。家庭の事情等で保育料支払に関するご相談がある場合は、必ず子ども家庭課までご連絡ください。
- 学童クラブ入所後に嘉手納町外に転出した場合は、退所となります。
- 転入予定の場合は「転入申立書」と添付書類の提出を行い、3月17日（金）までに住民登録が必要となります。
- 申込児童や在園児、以前在籍していた兄弟姉妹の保育料に未納がある世帯は、必ずお支払いください。保育料（利用者負担額）に滞納がある場合は、保育実施調査表内で減点対象（未納月に応じる）となります。納付方法等の相談については、早めに子ども家庭課までご連絡ください。
- 保育料の切替時期は9月となります。ひとり親世帯かつ市町村民税が非課税である世帯で利用料金減免申請を行う世帯については、4月から8月までの期間は前年度市町村民税額を確認し、9月以降は当年度市町村民税額を確認し決定します。

9. 入所決定までの流れについて

入所の選考方法は、保育の必要性が高い方から利用施設を決定しております。希望者が多く、施設の利用定員を超えて申込がある場合には待機となることがありますので、予めご了承ください。各施設に空きが出た場合、優先度（低学年など）の高い方から順にご案内いたします。

※学童クラブに空きが出た際は、待機児童に対して入所の案内をさせていただきますが、1週間以上連絡がつかない場合は、次の方へ権利が移動します。



- ① 新規申込も継続利用の方も嘉手納町役場窓口での受付となります。期間外の申込は、待機児童扱いとなります。
- ② 書類の確認後、申込内容および就労等状況について保護者や勤めている職場に電話や訪問等で確認後、利用希望者の保育の必要性や学童クラブの状況により入所選考を行います。
※就労状況等が確認できない場合や提出内容に虚偽がある場合は、申込は無効となります。
※保育の必要とする事由に該当しない場合は、認定が却下されることがあります。
- ③ 「放課後児童健全育成事業承諾通知書」または「放課後児童健全育成事業不承諾通知書」を1月下旬ごろに送付します。
※入所承諾後に入所を辞退する場合は、早めに子ども家庭課にご連絡の上、手続きを行ってください。
※申込時の状況と入所決定時の状況が変わった場合は、入所取消となる場合もございますので、早めに子ども家庭課にご連絡ください。
- ④ 子ども子育て支援センターにて面談（オリエンテーション）を行います。
※放課後児童健全育成児童台帳、個人調査票（緊急連絡用）は、面接時に提出してください。（各指定様式あり）
※食物等のアレルギーがある児童は、小学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをご提出ください。
- ⑤ 公立学童クラブの利用開始となります。

●年度途中における公立学童クラブ入所について

入所希望がある場合は、入所申請にかかる書類一式をご準備のうえ、子ども家庭課までご提出ください。各クラブに空きが出次第選考対象となります。保育の必要性が高い順番で随時ご案内します。

※4月1日以降の追加入所選考は、低学年を優先して保育必要性が高い順番でのご案内となります。